

集落活性化支援事業補助金(自治会による住民交流イベント等開催支援)の 注意事項

1 目的

コロナ禍により減少した自治会のコミュニティ活動を活性化させるため、自治会活動の新たな担い手の参画や住民の自治会への加入を促すことを目的とした新たな住民交流イベントの開催を支援することを目的とします。

新たなイベントの開催に対しての補助金となります。

コロナ禍により行えなかった事業の復活については補助対象外となります。ただし、復活したイベントに新しい企画を追加して開催する場合は、補助対象となります。

3 補助対象事業

(1) 自治会が主催し、その地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯が参加可能なイベントであること。

自治会費を支払っていない自治会未加入の方に対しても周知を行うこと。

(2) イベントの主催者の中に、自治会役員未経験者が参画していること。

自治会役員名簿や総会資料の提出が必要になってきます。

(3) これまで実施してこなかった新しいイベントであること。もしくは、これまで実施してきたイベントに新たな企画を追加すること。

復活した事業については、新しい企画を追加した場合補助対象となります。

5 補助対象経費

住民交流イベントに必要な経費（報償費、旅費、消耗品費、食糧費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、傷害保険料、補助金）とする。ただし、原則として次に該当する経費は対象外とする。

(1) 経常的な維持管理に関する経費

(2) その他、本事業の用途として適当と認められない経費

- ・ 専門家等の謝礼は、必ず源泉徴収を行い、所轄税務署への納付も行き、証拠書類を整理・保管すること。
- ・ 出張した場合には、出張終了報告書等(出張目的、日時、出張先、行程が確認できるもの)を作成し、整理・保管すること。
- ・ 委託先との契約は、補助金の交付決定後に締結すること。
- ・ 10万円以上の金額を支出する場合、複数の業者からの見積書を取り、団体の意思決定を経て、相手方を決定すること。 など

7 交付申請の期間 令和5年8月25日(金)～

※交付決定後、事業着手となります。交付決定前に着手したものについては対象となりませんのでご注意ください。

イベントのチラシ等の作成も交付決定前に行った場合、補助対象外となります。

集落活性化支援事業補助金は **1自治会1回**となります。来年度以降補助金があった場合、今年度補助を受けると申請できませんのでご注意ください。

※連名で補助を受けた場合や補助上限額を満たしていない場合も、次年度以降申請できません。